

平成20年12月19日

各 位

不動産投資信託証券発行者名	リプラス・レジデンシャル投資法人 東京都港区芝公園一丁目3番12号
代 表 者 名	執 行 役 員 佐 久 間 隆 夫 (コード番号: 8886)
資 産 運 用 会 社 名	株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
代 表 者 名	代表取締役社長 岡 村 一 郎
問 い 合 わ せ 先	経 営 管 理 部 長 貞 廣 亜 紀 Tel. 03-5425-5600

規約一部変更、役員選任及び会計監査人の選任に関するお知らせ

リプラス・レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日の役員会において、下記内容の規約一部変更、役員選任及び会計監査人の選任について、平成21年1月21日開催予定の本投資法人第7回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 平成20年10月に本投資法人と株式会社リプラスとのスポンサーサポート契約が終了したことから、本投資法人のブランドイメージの刷新を図るため本投資法人の商号変更を行うものです。
  - (2) 平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」による投資口電子化に対応するため、所要の変更を行うものです。
  - (3) 機動的な運用を可能とするため、第10条及び第11条の変更を行うものです。
  - (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、当該定義の変更その他必要な字句等の修正を行うものです。
  - (5) 投資主総会における議決権行使の取扱いの明確化のため、第22条の変更を行うものです。
  - (6) 今後の経営環境の変化への迅速な対応及び資産運用会社に対するけん制機能を一層強化するため、本投資法人の執行役員及び監督役員の員数を増員するものです。
  - (7) 本投資法人設立時に定めた会計監査人の報酬の額の上限につき、今後の本投資法人の業容拡大に伴う会計監査人業務の増加に見合った報酬の額への調整を可能とするため、その報酬の額の上限の変更を行うものです。
  - (8) 本投資法人設立時に定めた資産運用会社に対する運用報酬1につき、今後の本投資法人の業容拡大に伴う資産運用会社の業務の増加に見合った報酬の額への調整を可能とするため、その報酬料率の上限の変更を行うものです。
  - (9) その他、字句の修正を行うものであります。
- (規約変更の詳細については、添付資料「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください)

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員佐久間隆夫及び監督役員藪田広平の任期は、平成21年12月20日までとなっていますが、新執行役員及び新監督役員と任期満了日が異なるため、これに統一すべく、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任し、改めて平成21年1月21日付で執行役員及び監督役員として選任をお願いするものです。

また、今後の経営環境の変化への迅速な対応及び資産運用会社に対するけん制機能を一層強化するため、本投資法人の執行役員及び監督役員の員数を増員することとし、上記1.の規約

変更議案の可決を条件として、上記に加え新たに執行役員 2 名及び監督役員 3 名の選任をお願いするものです。

(役員選任の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください)

3. 会計監査人の選任について

本投資法とあずさ監査法人の間での、第 5 期（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日）に係る投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了により、監査体制の刷新を行うため、新たに太陽 ASG 有限責任監査法人との間で第 6 期（平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）についての監査契約を締結することと致しましたので、本投資主総会において、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

(会計監査人の選任の詳細については、添付資料「第 7 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください)

4. 日程

平成 20 年 12 月 19 日	第 7 回投資主総会提出議案の役員会承認
平成 21 年 1 月 6 日	第 7 回投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 21 年 1 月 21 日	第 7 回投資主総会（予定）

以 上

\* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.re-plus-ri.co.jp/>

【添付資料】

第 7 回投資主総会招集ご通知

平成21年1月6日

投資主各位

東京都港区芝公園一丁目3番12号  
リプラス・レジデンシャル投資法人  
執行役員 佐久間 隆 夫

## 第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成21年1月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第24条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

（本投資法人現行規約抜粋）

第24条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

## 記

1. 日 時 平成21年1月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
虎ノ門パストラル 新館1階 鳳凰西  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員3名選任の件
- 第3号議案 監督役員4名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である株式会社ミカサ・アセット・マネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正事項を本投資法人のホームページ (<http://www.re-plus-ri.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 規約変更の理由

- (1) 平成20年10月に本投資法人と株式会社リプラスとのスポンサーサポート契約が終了したことから、本投資法人のブランドイメージの刷新を図るため本投資法人の商号変更を行うものです。
- (2) 平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」による投資口電子化に対応するため、所要の変更を行うものです。
- (3) 機動的な運用を可能とするため、第10条及び第11条の変更を行うものです。
- (4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、当該定義の変更その他必要な字句等の修正を行うものです。
- (5) 投資主総会における議決権行使の取扱いの明確化のため、第22条の変更を行うものです。
- (6) 今後の経営環境の変化への迅速な対応及び資産運用会社に対するけん制機能を一層強化するため、本投資法人の執行役員及び監督役員の員数を増員するものです。
- (7) 本投資法人設立時に定めた会計監査人の報酬の額の上限につき、今後の本投資法人の業容拡大に伴う会計監査人業務の増加に見合った報酬の額への調整を可能とするため、その報酬の額の上限の変更を行うものです。
- (8) 本投資法人設立時に定めた資産運用会社に対する運用報酬1につき、今後の本投資法人の業容拡大に伴う資産運用会社の業務の増加に見合った報酬の額への調整を可能とするため、その報酬料率の上限の変更を行うものです。
- (9) その他、字句の修正を行うものであります。

#### 2. 変更日 平成21年1月21日

### 3. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

#### 投資法人 規約

(下線は変更部分であります。)

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 本投資法人は、<u>リプラス・レジデンシャル投資法人</u>と称し、英文では <u>re-plus residential investment inc.</u> と表示する。</p> <p>第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主 (<u>証券保管振替制度に関する実質投資主 (以下「実質投資主」という。)</u>を含む。以下同じ。) の請求による投資口の払戻しは<u>行わない</u>。</p> <p>第7条 (投資口の取扱いに関する事項) <u>本投資法人の投資口の取扱い及びその手数料は、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p> <p>第10条 (投資方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～5. (記載省略)</li> <li>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。 特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、<u>土地</u>の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</li> <li>7. ～8. (記載省略)</li> </ol>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 本投資法人は、<u>日本賃貸住宅投資法人</u>と称し、英文では <u>Japan Rental Housing Investments Inc.</u> と表示する。</p> <p>第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻し<u>を行わない</u>。</p> <p>第7条 (投資口の取扱いに関する事項) <u>本投資法人が発行する投資口の投資主名簿への記載又は記録その他投資口に関する取扱いの手續並びにその手数料は、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</u></p> <p>第10条 (投資方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～5. (現行どおり)</li> <li>6. 本投資法人が取得する資産の組入比率は以下に記載する方針による。 特定不動産 (本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、<u>不動産</u>の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。) の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</li> <li>7. ～8. (現行どおり)</li> </ol>



現行規約	変更案
<p>第11条（主要投資対象の特定資産）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （記載省略）</li> <li>2. 前項に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ～(3)（記載省略）</li> <li>(4) 不動産、<u>土地</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。）</li> <li>(5) ～(7)（記載省略）</li> </ol> </li> <li>3. ～4. （記載省略）</li> </ol> <p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従い、下記の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) （記載省略）</li> <li>(2) 第11条第2項第4号乃至第7号に定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</li> <li>(3) ～(4) （記載省略）</li> </ol>	<p>第11条（主要投資対象の特定資産）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （現行どおり）</li> <li>2. 前項に規定する不動産等とは、次に掲げるものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ～(3)（現行どおり）</li> <li>(4) 不動産、<u>不動産</u>の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含む。）</li> <li>(5) ～(7)（現行どおり）</li> </ol> </li> <li>3. ～4. （現行どおり）</li> </ol> <p>第14条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従い、下記の通り運用資産の種類毎に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) （現行どおり）</li> <li>(2) 第11条第2項第4号乃至第7号に定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</li> <li>(3) ～(4) （現行どおり）</li> </ol>

現行規約	変更案
<p>(5) 第11条第3項第6号に定める金銭の信託受益権 投資運用する資産に応じて本項第1号乃至第4号、第6号及び第7号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合是一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第11条第3項第7号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場している取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額とする。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額とする。取引所の相場がない取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められる取引については、取得価額をもって評価する。一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。</p>	<p>(5) 第11条第3項第6号に定める金銭の信託受益権 投資運用する資産に応じて本項第1号乃至第4号、第6号及び第7号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合是一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 第11条第3項第7号に定めるデリバティブ取引に係る権利 取引所に上場している取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額とする。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額とする。取引所の相場がない取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められる取引については、取得価額をもって評価する。一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。</p>



現行規約	変更案
<p>(7) その他  上記に定めがない場合は、投信法、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>会計基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価する。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) 第11条第2項第4号乃至第7号に定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. ～4. (記載省略)</p> <p>第15条 (金銭の分配の方針)  本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) ～(4) (記載省略)</p>	<p>(7) その他  上記に定めがない場合は、投信法、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる<u>企業会計の慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 第11条第2項第4号乃至第7号に定める信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p> <p>第15条 (金銭の分配の方針)  本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。</p> <p>(1) ～(4) (現行どおり)</p>

現行規約	変更案
<p>(5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算期から3か月以内に決算期における最終の投資主名簿（<u>実質投資主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。</p> <p>(6) ～(7) (記載省略)</p> <p>第17条（借入れ及び投資法人債の発行）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (記載省略)</li> <li>2. 前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。</li> <li>3. (記載省略)</li> <li>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>租税特別措置法施行令第39条の32の3</u>に規定する適格機関投資家に限る。</li> </ol> <p>第22条（投資主総会の決議方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～2. (記載省略)</li> </ol> <p>(新設)</p>	<p>(5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算期から3か月以内に決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。</p> <p>(6) ～(7) (現行どおり)</p> <p>第17条（借入れ及び投資法人債の発行）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (現行どおり)</li> <li>2. 前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。<u>但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。</u></li> <li>3. (現行どおり)</li> <li>4. 借入れを行う場合、借入れ先は、<u>租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)</u>に規定する適格機関投資家に限る。</li> </ol> <p>第22条（投資主総会の決議方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～2. (現行どおり)</li> <li>3. 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</li> <li>4. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提出して行う。</li> </ol>

現行規約	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第27条 (役員に関する事項)</p> <p>1. 本投資法人の執行役員は<u>2</u>名以内、監督役員は<u>3</u>名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下、「役員」という。）は役員会を構成する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第30条 (役員会の招集及び議長)</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人の報酬額は1営業期間につき、<u>1,500万円</u>を上限として役員会で決定する。その支払は決算期後3か月以内に会計監査人の指定する口座への振込により行う。</p> <p>第40条 (諸費用の負担)</p> <p>本投資法人は、以下の費用についても負担する。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) <u>投資証券の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。）</u></p>	<p>5. 前2項の規定により、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>第27条 (役員に関する事項)</p> <p>1. 本投資法人の執行役員は<u>3</u>名以内、監督役員は<u>4</u>名以内（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下、「役員」という。）は役員会を構成する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第30条 (役員会の招集及び議長)</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名<u>以上</u>の場合は、役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第36条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人の報酬額は1営業期間につき、<u>3,000万円</u>を上限として役員会で決定する。その支払は決算期後3か月以内に会計監査人の指定する口座への振込により行う。</p> <p>第40条 (諸費用の負担)</p> <p>本投資法人は、以下の費用についても負担する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>投資口の発行及び上場に関する費用</u></p>

現行規約	変更案
<p>(3) 投資主・<u>実質投資主</u>の氏名・住所データ作成費用、投資主・<u>実質投資主</u>あて書類送付に係る費用及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費</p> <p>(4) 分配金支払に関する費用（<u>振替支払通知書用紙</u>、銀行取扱手数料等を含む。）</p> <p>(5) ～(15) （記載省略）</p>	<p>(3) 投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主あて書類送付に係る費用及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費</p> <p>(4) 分配金支払に関する費用（<u>投資主分配金領収書</u>、銀行取扱手数料等を含む。）</p> <p>(5) ～(15) （現行どおり）</p>
<p>別紙 1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>資産運用会社の行う委託業務に対する報酬は、運用報酬 1、運用報酬 2、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとする。それぞれの報酬の具体的な額又は計算方法及び支払いの時期は以下に掲げる通りとする。</p> <p>① 運用報酬 1 運用報酬 1 は、本投資法人の運用資産額（貸借対照表上の総資産額）の毎月末残高を平均した金額に<u>0.35%</u>（年率）を上限とした料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。運用報酬 1 の支払時期は、本投資法人の各営業期間を各 3 か月の計算期間に分割し（3 か月に満たない計算期間が生じる場合には、当該営業期間における最初の期間を 3 か月に満たない計算期間とする。）、各計算期間末日の翌月末とする。<u>但し、本投資法人が運用資産を初めて取得する日の前日までの期間は、運用報酬 1 は発生しないものとする。</u></p>	<p>別紙 1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p>資産運用会社の行う委託業務に対する報酬は、運用報酬 1、運用報酬 2、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとする。それぞれの報酬の具体的な額又は計算方法及び支払いの時期は以下に掲げる通りとする。</p> <p>① 運用報酬 1 運用報酬 1 は、本投資法人の運用資産額（貸借対照表上の総資産額）の毎月末残高を平均した金額に<u>0.50%</u>（年率）を上限とした料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。運用報酬 1 の支払時期は、本投資法人の各営業期間を各 3 か月の計算期間に分割し（3 か月に満たない計算期間が生じる場合には、当該営業期間における最初の期間を 3 か月に満たない計算期間とする。）、各計算期間末日の翌月末とする。</p>

現行規約	変更案
<p>②～④ (記載省略)</p> <p>各報酬に係る消費税および地方消費税は、本投資法人の負担とし、本投資法人は、各報酬の支払いに際して当該報酬に係る消費税および地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座に振込入金する方法で支払うものとする。</p>	<p>②～④ (現行どおり)</p> <p>各報酬に係る消費税および地方消費税は、本投資法人の負担とし、本投資法人は、各報酬の支払いに際して当該報酬に係る消費税および地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座に振込入金する方法で支払うものとする。</p>

## 第2号議案 執行役員3名選任の件

執行役員佐久間隆夫の任期は、平成21年12月20日までとなっておりますが、新執行役員及び新監督役員と任期満了日が異なるため、これに統一すべく、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任し、改めて平成21年1月21日付で執行役員として選任をお願いするものです。

また、今後の経営環境の変化への迅速な対応及び資産運用会社に対するけん制機能を一層強化するため、本投資法人の執行役員の員数を増員することとし、第1号議案の可決を条件として、上記に加え新たに執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第28条の規定により、選任される平成21年1月21日より2年間となります。

なお、本議案は、平成20年12月19日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	佐久間 隆夫 (昭和7年11月19日)	昭和30年4月 株式会社第一銀行 昭和54年1月 株式会社オランダ第一勸業銀行 頭取 昭和56年11月 ハワイ大森コーポレーション 会長(出向) 昭和58年5月 株式会社第一勸業銀行 日比谷支店長 昭和59年9月 セイコーエプソン株式会社 常務取締役 平成元年7月 キダー・ピーボディー証券会社 専務取締役日本代表 平成7年3月 有限会社ティーエス プランニング代表取締役 平成17年2月 リプラス・リート・マネジメント株式会社 (現 株式会社ミカサ・アセット・マネジ メント) 代表取締役社長 平成17年10月 リプラス・レジデンシャル投資法人 執行役員(現任) 平成18年7月 リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役会長 平成19年12月 同 取締役(非常勤)



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
2	ロバート・ズルコ スキー (昭和36年3月18日)	<p>昭和58年4月 キダー・ピーボディ証券会社 リアルエステイト・キャピタル・マーケッ ト・グループ ヴァイス・プレジデント</p> <p>平成元年4月 ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・ コーポレーション アジア・コマーシャル・ リアルエステイト・ファイナンス&amp;サー ビス・グループ マネージング・ディレク ター</p> <p>平成8年11月 オークウッド・アジア・パシフィック エグ ゼクティブ・ディレクター (アジア・パシ フィック&amp;ヨーロッパ)</p> <p>平成10年5月 コロニー・キャピタル・アジア・パシフィッ ク 創業パートナー チーフ・エグゼクティ ブ・オフィサー</p> <p>平成16年5月 パンゲア・キャピタル・マネジメント 会長 兼チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</p> <p>平成19年10月 オークツリー・キャピタル・マネジメント・ エルピー マネージング・ディレクター ア ジア・リアルエステイト&amp;スペシャル・シ チュエーション・グループ代表 (現任)</p> <p>平成20年8月 リプラス・リート・マネジメント株式会社 (現 株式会社ミカサ・アセット・マネジメ ント) 取締役 (非常勤) (現任)</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
3	トシヤ・クロダ (昭和35年4月10日)	平成6年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成6年8月 さくら銀行ロサンゼルス支店 ヴァイス・プレジデント 平成11年2月 KPMGエルエルピー不動産コンサルティング部 (ロサンゼルス) シニア・マネジャー 平成13年4月 オークツリー・ジャパン株式会社 シニア・ヴァイス・プレジデント 平成17年5月 KWインベストメント株式会社 ディレクター 平成18年12月 オークツリー・ジャパン株式会社 シニア・ヴァイスプレジデント (現任)

1. 上記執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者のうち佐久間隆夫は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
3. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監督役員4名選任の件

監督役員藪田広平の任期は、平成21年12月20日までとなっていますが、新執行役員及び新監督役員との任期満了日が異なるため、これに統一すべく、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任し、改めて平成21年1月21日付で監督役員として選任をお願いするものです。

また、今後の経営環境の変化への迅速な対応及び資産運用会社に対するけん制機能を一層強化するため、本投資法人の監督役員の員数を増員することとし、第1号議案の可決を条件として、上記に加え新たに監督役員3名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、現行規約第28条の規定により、選任される平成21年1月21日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	藪 田 広 平 (昭和36年12月24日)	平成3年3月 司法研修(43期)修了 平成3年4月 第一東京弁護士会に登録 外立法律事務所 平成9年4月 外立総合法律事務所パートナー弁護士(現任) 平成18年1月 リプラス・レジデンシャル投資法人監督役員(現任)
2	永 峰 潤 (昭和32年3月10日)	昭和55年9月 等松・青木監査法人 昭和58年9月 等松トーシュロスコンサルティング 昭和62年9月 公認会計士登録 昭和62年9月 バンカーストラスト銀行 平成元年9月 永峰公認会計士事務所設立 代表(現任) 平成2年2月 税理士登録 平成13年10月 株式会社ティーピーアイ 代表取締役(現任) 平成20年3月 GCAサヴィアングループ株式会社 監査役(現任)

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
3	ダンフォース・トーマス (昭和32年9月8日)	昭和57年5月 CSファーストボストン証券会社 昭和61年12月 ゴールドマン・サックス証券会社 ヴァイス・プレジデント 平成元年5月 アイベックス・インターナショナル株式会社 マネージャー 平成5年2月 シャイアンソフトウェア株式会社 代表取締役 平成6年10月 チップコム・ジャパン株式会社 代表取締役 平成8年3月 株式会社国際投資コンサルタンツ 代表取締役 (現任) 平成12年7月 トップ・レイヤー・ネットワークス・ジャパン株式会社 代表取締役 (現任) 平成12年10月 ジャパン・ベンチャー・パートナーズ・エルエルシー マネージャー (現任) 平成15年11月 ファブリカル・コーポレーション 取締役 (非常勤) 平成18年3月 日本ストライカー・ホールディング株式会社 取締役 (非常勤) 平成18年6月 ベルキン株式会社 代表取締役 (現任) 平成19年6月 WISECOM株式会社 代表取締役 (現任) 平成20年10月 ミラポイントジャパン株式会社 取締役 (非常勤)
4	塚田清彦 (昭和33年4月5日)	昭和56年4月 株式会社日本長期信用銀行 平成11年9月 農林中央金庫 平成13年11月 ジーイーキャピタルリーシング株式会社 事業開発部ディレクター 平成17年1月 同 執行役員事業開発本部長マネージングディレクター 平成18年2月 オークツリージャパン株式会社 マネージングディレクター (現任)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者のうち藪田広平は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 上記監督役員候補者のうちダンフォース・トーマスは、株式会社国際投資コ

ンサルタンツ、トップ・レイヤー・ネットワークス・ジャパン株式会社、ベルキン株式会社、及びWISECOM株式会社の代表取締役です。また、永峰潤は、株式会社ティーピーアイの代表取締役です。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

本投資法人とあずさ監査法人の間での、第5期（平成20年4月1日から平成20年9月30日）に係る投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく計算書類の監査実施のための監査契約の満了により、監査体制の刷新を行うため、新たに太陽ASG有限責任監査法人との間で第6期（平成20年10月1日から平成21年3月31日）についての監査契約を締結することと致しましたので、本投資主総会において、新たに会計監査人の選任をお願いするものです。

会計監査人の候補者は次のとおりです。

名 称 (主たる事務所の所在場所)	主 要 略 歴
太陽ASG有限責任監査法人 (東京都港区赤坂8丁目 5番26号 赤坂DSビル西 館9階)	昭和46年9月 太陽監査法人設立
	昭和60年9月 元監査法人設立
	平成3年4月 アクタス監査法人設立
	平成6年10月 グラント・ソントン インターナショナル加盟
	平成11年4月 元監査法人とアクタス監査法人が合併しアクタス元監査法人となる
	平成13年7月 エーエスジー監査法人に社名変更(平成15年2月よりASG監査法人)
	平成18年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
平成20年7月 有限責任組織形態に移行 太陽ASG有限責任監査法人となる	

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第24条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、上記の第1号議案乃至4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
虎ノ門パストラルホテル 新館1階 鳳凰西  
電話 03-3432-7261



交通：東京メトロ日比谷線 神谷町駅4b出口から徒歩5分  
〃 銀座線 虎ノ門駅2番出口から徒歩12分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮願います。